

静岡県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年12月2日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,286
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 483,037
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,340	富士市 69,721	掛川市 31,411
伊東市 20,015	富士宮市 36,556	袋井市・森町 28,087
熱海市 10,922	静岡市葵区 71,063	磐田市 45,348
伊豆市 8,831	静岡市駿河区 58,412	浜松市中区 64,686
伊豆の国市 13,620	静岡市清水区 66,639	浜松市東区 35,350
函南町 10,626	焼津市 38,138	浜松市西区 29,852
三島市 30,535	藤枝市 40,153	浜松市南区 27,664
清水町・長泉町 20,395	牧之原市・吉田町 20,073	浜松市北区 25,712
裾野市 14,172	島田市・川根本町 29,203	浜松市浜北区 26,634
御殿場市・小山町 29,000	御前崎市 8,786	浜松市天竜区 8,186
沼津市 54,969	菊川市 12,462	湖西市 15,879